

ビハーラ助成規約

平成 27 年 4 月 20 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規約は、教区内ビハーラ活動団体に助成し、教区内外のビハーラ活動に寄与する事を目的とする。(以下「助成金」という。)

(助成の資金)

第 2 条 助成金の資金は、次のものとする。

- 2 ビハーラ活動の目的に賛同した者の寄付金。
- 3 前号のほか、会長がふさわしいと認めた資金。

(交付など)

第 3 条 助成金の交付について、下記の通り条件を定め、会長の決裁により交付することができる。(報告書は別に定める)

- 2 ビハーラ活動が継続している団体。
- 3 報告書を提出していること。

(支給基準)

第 4 条 助成金の交付基準は、次の通りとする。

- 2 助成金交付は、一会計年度 1 回までとし、一律¥20,000.-の支給とする。

(報告)

第 5 条 助成金の支給に関しては、社会福祉推進協議会東京教区支部の決算報告事項とする。

附 則

この条例は 2002 年 6 月 24 日より施行する。

この条例は 2010 年 4 月 1 日より施行する。

この条例は 2015 年 4 月 20 日より施行する。

年 月 日

社会福祉推進協議会東京教区支部

支部長

殿

申請者 _____ 印

年度 ビハーラ活動報告書

本年度ビハーラ活動について 下記の通り報告いたします。

記

団体名	
開催日時	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
活動人数	名 (名簿別紙添付)
活動場所	
活動内容	
要望事項 今後の課題	